

個人情報ファイル簿

令和7年7月1日現在

個人情報ファイルの名称	個人住民税課税台帳ファイル
実施機関の名称	五所川原市
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部税務課
個人情報ファイルの利用目的	個人住民税の賦課、課税状況の確認
記録項目	1 課税年度、2 宛番号、3 徴収区分、4 課税区分、5 控配区分、6 配特区分、7 特定扶養、8 内同居老親、9 老人扶養、10 年少扶養、11 その他扶養、12 同居特別障害、13 特別障害、14 その他障害、15 本人障害区分、16 寡フ区分、17 専従配偶有無フラグ、18 専従その他、19 本人専従区分、20 専従者給与収入、21 給与収入、22 公的年金収入、23 専従者控除額、24 営業等所得、25 農業所得、26 その他事業所得、27 不動産所得、28 利子所得、29 配当所得、30 専従者給与所得、31 給与所得、32 公的年金所得、33 その他雑所得、34 雑所得計、35 総合短期譲渡所得、36 総合長期譲渡所得1の2前、37 一時所得1の2前、38 総合譲渡一時所得一損通後、39 総所得金額一損通後、40 合計所得金額、41 総所得金額等、42 土地等事業一繰損後、43 超短期事業一繰損後、44 分短一般特前一繰損後、45 分短軽減特前一繰損後、46 分長一般特前一繰損後、47 分長優良特前一繰損後、48 分長居住特前一繰損後、49 分離譲渡特前合計一繰損後、50 株式等譲渡特後一繰損後、51 特定上場株式特後一繰損後、52 先物取引所得一繰損後、53 山林所得一繰損後、54 退職所得一繰損後、55 上場株式配当特後一繰損後、56 雑損控除、57 医療費控除、58 社会保険料控除、59 小規企業共済等掛金控除、60 配偶者合計所得、61 生命保険料控除、62 寄附金控除、63 寡フ控除、64 勤労学生控除、65 障害者控除、66 配偶者控除、67 配偶者特別控除、68 扶養控除、69 地震保険料控除、70 ひとり親控除、71 基礎控除、72 所得控除計、73 課税総所得、74 課税所得の合計金額、75 算出所得割一合計一1、76 算出所得割一合計一2、77 配当割額控除額一1、78 株式等譲渡所得割額控除額一1、79 配当割額控除額一2、80 株式等譲渡所得割額控除額一2、81 人的控除差調整額一3、82 配当控除一3、83 住宅取得控除一3、84 寄附金税額控除一3、85 外国税額控除一3、86 調整額一3、87 配当割額控除額一3、88 株式等譲渡所得割額控除額一3、89 住民税住宅借入金特別控除可能額、90 定率控除前所得割額一1、91 定率控除額一1、92 所得割額一1、93 均等割額一1、94 年税額一1、95 定率控除前所得割額一2、96 定率控除額一2、97 所得割額一2、98 均等割額一2、99 年税額一2、100 定率控除前所得割額一3、101 定率控除額一3、102 所得割額一3、103 均等割額一3、104 年税額一3、105 国一差引所得税額、106 国一再差引所得税額、107 国一所得税額、108 住宅取得控除可能額、109 森林環境税額
記録範囲	賦課期日現在市内に居住の実態があったものおよび市内に家屋敷を所有していたもの
記録情報の収集方法	賦課資料による
要配慮個人情報	含む
記録情報の経常的提供先	収納課, 介護福祉課, 学校教育課, 国保年金課, 健康推進課, 建築住宅課, 地域包括支援課, 子育て支援課, 人事課, 福祉政策課

開示等請求を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称) 五所川原市総務部総務課	
	(所在地) 〒037-8686 青森県五所川原市字布屋町41番地1	
訂正及び利用停止に関する他の 法令の規定による特別の手 続等	なし	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 電算処理ファイル (法第60条第2項第1号)	政令第21条第7項に該当するファイル (電算処理ファイルの内容を記載した紙 ベースのファイル) <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> マニュアル処理ファイル (法第60条第2項第2号)	
備考	金木総合支所、市浦総合支所においても利用	

個人情報ファイル簿

令和7年7月1日現在

個人情報ファイルの名称	軽自動車税課税台帳ファイル	
実施機関の名称	五所川原市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税の賦課、課税状況の確認	
記録項目	1 標識コード, 2 標識記号, 3 標識番号, 4 編集済標識, 5 車種コード, 6 義務者宛名番号, 7 所有者宛名番号, 8 使用者宛名番号, 9 車名コード, 10 その他車名, 11 車両の通称名, 12 車台番号, 13 型式, 14 年式, 15 初度検査年月, 16 原動機型式, 17 排気量, 18 定格出力, 19 認定番号, 20 課非区分, 21 税率区分, 22 所有形態コード, 23 登録理由コード, 24 登録年月日, 25 登録申告年月日, 26 登録処理年月日, 27 登録入力拠点コード, 28 登録受付拠点コード, 29 廃車理由コード, 30 廃車年月日, 31 廃車申告年月日, 32 廃車処理年月日, 33 廃車入力拠点コード, 34 廃車受付拠点コード, 35 保留減免有無フラグ, 36 自治体コード, 37 重課判定情報, 38 軽課判定情報, 39 判定不能区分, 40 申告書区分, 41 用途コード, 42 自家用事業用の別コード, 43 燃料の種類コード, 44 車体の形状コード, 45 標識交付年月日, 46 標識返納年月日, 47 標識回収区分, 48 原付標識区分, 49 定置場区分, 50 定置場自治体コード, 51 定置場町名コード, 52 定置場番地コード, 53 定置場枝番コード, 54 定置場小枝番コード, 55 定置場枝番3コード, 56 定置場番地編集区分, 57 定置場住所	
記録範囲	賦課期日に市内に定置場のある車両を所有していたもの	
記録情報の収集方法	軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書および軽自動車検査協会から回送される軽自動車税(種別割)申告書(報告書)による	
要配慮個人情報	含まない	
記録情報の経常的提供先	収納課	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 五所川原市総務部総務課	
	(所在地) 〒037-8686 青森県五所川原市宇布屋町41番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 電算処理ファイル (法第60条第2項第1号)	政令第21条第7項に該当するファイル (電算処理ファイルの内容を記載した紙ベースのファイル) <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> マニュアル処理ファイル (法第60条第2項第2号)	

備考	金木総合支所、市浦総合支所においても利用
----	----------------------

個人情報ファイル簿

令和7年7月1日現在

個人情報ファイルの名称	申告支援システム
実施機関の名称	五所川原市
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部税務課
個人情報ファイルの利用目的	収集した賦課資料内容を登録し、税務基幹システムへ取り込む賦課資料データや各種申告書を作成する。
記録項目	<p>1 年度、2 地区コード、3 班コード、4 世帯コード、5 宛名コード、6 事業所コード、7 特普区分、8 続柄、9 氏名、10 カナ氏名、11 生年月日、12 郵便番号、13 住所、14 納税者番号、15 電話番号（自宅）、16 電話番号（勤務先）、17 電話番号（携帯）、18 資料番号、19 更新日、20 受付日、21 営業等収入、22 営業所得、23 農業収入、24 農業所得、25 他事業所得、26 不動産収入、27 不動産所得、28 利子収入、29 利子所得、30 配当株式収入、31 配当株式所得、32 給与収入、33 専従者給与、34 給与特定支出控除金額、35 所得金額調整控除（子特分）、36 所得金額調整控除（年金分）、37 給与所得、38 給与所得計算値適用区分、39 公的年金収入、40 公的年金所得、41 雑所得業務収入、42 雑所得業務、43 雑所得その他収入、44 雑所得その他、45 総合譲渡短期収入、46 総合譲渡短期、47 総合譲渡長期収入、48 総合譲渡長期、49 総合譲渡一時収入、50 総合譲渡一時、51 分離譲渡土地等、52 分離譲渡短期収入、53 分離譲渡短期、54 分離譲渡長期収入、55 分離譲渡長期、56 分離譲渡株式収入、57 分離譲渡株式、58 分離譲渡株式配当収入、59 分離譲渡株式配当、60 分離譲渡先物収入、61 分離譲渡先物、62 山林収入、63 山林所得、64 退職収入、65 退職所得、66 肉用牛免税分収入、67 肉用牛免税分所得、68 課税肉用牛、69 肉用牛免税外分収入、70 肉用牛免税外分所得、71 総所得、72 所得合計、73 合計所得、74 雑年金以外の合計所得金額、75 社会保険料控除、76 小規模掛金、77 生命保険料、78 新生命保険料、79 旧生命保険料、80 新個人年金保険料、81 旧個人年金保険料、82 介護医療保険料、83 地震保険料、84 旧長期損保、85 寡婦控除、86 勤労学生控除、87 扶養障害、88 本人障害、89 配偶者控除、90 配特控除、91 扶養控除、92 老年者控除、93 基礎控除、94 所得控除小計、95 雑損控除、96 医療費控除区分、97 医療費控除、98 医療費負担額（一般）、99 医療費負担額（特例）、100 寄附金控除、101 所得控除合計、102 課税標準額、103 計算税額、104 配当控除、105 投資・リース税、106 住宅取得控除、107 政党寄附金等控除、108 耐震・特定・認定長期、109 認定長期未済税額控除、110 電子証明書等特控額、111 差引所得税額、112 入力所得税額、113 入力所得税額利用区分、114 災害減免、115 再差引所得税額、116 特別減税、117 復興特別所得税額、118 外国税額控除、119 源泉徴収税額、120 青白区分、121 専従者配偶、122 専従者配外、123 専従者給与総額、124 未成年区分、125 老年者区分、126 本人障害者、127 勤労学生、128 子特区分、129 寡フ・ひとり親区分、130 同配区分、131 控配同特区分、132 配偶者非居住区分、133 特定扶養数、134 扶養老人数、135 同居老親等、136 扶養その他数、137 扶養年少数、138 扶養特別障害数、139 扶養同特数、140 扶養普通障害数、141 扶養非居住人数、142 配特所得、143 夫あり区分、144 均等区分、145 均等のみ区分、146 申告納税額、147 土地譲渡繰損、148 株式繰控（譲渡から）、149 株式繰控（配当から）、150 先物繰越控除、151 株式譲渡所得割額控除、152 配当割額控除、153 住民税吸上対象区分、154 住借可能額、155 新築居住開始日、156 増改築居住開始日、157 住借住民税計算対象額、158 税譲前税率所得税額、159 特定取得非該当区分、160 住借見込額、161 住借見込額（入力</p>

	値)、162 住借等控除額(市)、163 住借等控除額(県)、164 住借住民税申告有区分、165 繰越損失額、166 平均課税、167 申告途中区分、168 申告区分1、169 申告区分2、170 申告区分3、171 申告区分4、172 申告区分5、173 申告区分6、174 申告受付場所、175 入力資料番号、176 国連資料番号、177 修正前第3期分税額、178 第3期分税額増加額、179 資：定額減税可能額、180 資：定額減税控除済額、181 肉用牛分災害減免額	
記録範囲	賦課期日現在市内に住所または居住の実態があったものおよび市内に家屋敷を所有していたもの	
記録情報の収集方法	賦課資料および申告による	
要配慮個人情報	含む	
記録情報の経常的提供先	収納課、国保年金課	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 五所川原市総務部総務課	
	(所在地) 〒037-8686 青森県五所川原市宇布屋町41番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	なし	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 電算処理ファイル (法第60条第2項第1号)	政令第21条第7項に該当するファイル (電算処理ファイルの内容を記載した紙ベースのファイル) <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> マニュアル処理ファイル (法第60条第2項第2号)	
備考	金木総合支所、市浦総合支所においても利用	

個人情報ファイル簿

令和7年7月1日現在

個人情報ファイルの名称	固定資産税土地課税台帳ファイル
実施機関の名称	五所川原市
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部税務課
個人情報ファイルの利用目的	地方税法第343条、第702条、五所川原市市税条例第54条及び五所川原市都市計画税条例第2条の規程に基づき、課税及び管理するために利用する。
記録項目	1 氏名、2 住所、3 個人番号または法人番号、4 土地の所在、5 地目、6 地積、7 課税年度、8 価格、9 課税標準額、10 相続人または納税管理人の氏名及び住所、11 共有構成員、12 共有持分
記録範囲	固定資産税納税義務者、納税管理人、相続人代表者
記録情報の収集方法	本人からの申し出、固定資産税課税台帳管理システムとの連携
要配慮個人情報	含まない
記録情報の経常的提供先	市民課、収納課、建築住宅課、下水道課
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 五所川原市総務部総務課
	(所在地) 〒037-8686 青森県五所川原市字布屋町41番地1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 電算処理ファイル (法第60条第2項第1号)
	<input type="checkbox"/> マニュアル処理ファイル (法第60条第2項第2号)
備考	金木総合支所、市浦総合支所においても利用

個人情報ファイル簿

令和7年7月1日現在

個人情報ファイルの名称	固定資産税家屋課税台帳ファイル
実施機関の名称	五所川原市
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部税務課
個人情報ファイルの利用目的	地方税法第343条、第702条、五所川原市市税条例第54条及び五所川原市都市計画税条例第2条の規程に基づき、課税及び管理するために利用する。
記録項目	1 氏名、2 住所、3 個人番号または法人番号、4 家屋の所在、5 構造、6 床面積、7 課税年度、8 価格、9 課税標準額、10 相続人または納税管理人の氏名及び住所、11 共有構成員、12 共有持分
記録範囲	固定資産税納税義務者、納税管理人、相続人代表者
記録情報の収集方法	本人からの申し出、固定資産税課税台帳管理システムとの連携
要配慮個人情報	含まない
記録情報の経常的提供先	市民課、収納課、建築住宅課、下水道課
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 五所川原市総務部総務課 (所在地) 〒037-8686 青森県五所川原市字布屋町41番地1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 電算処理ファイル (法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項に該当するファイル (電算処理ファイルの内容を記載した紙ベースのファイル) <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> マニュアル処理ファイル (法第60条第2項第2号)
備考	金木総合支所、市浦総合支所においても利用

個人情報ファイル簿

令和7年7月1日現在

個人情報ファイルの名称	相続人代表者指定届、相続人代表者（変更）届	
実施機関の名称	五所川原市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	地方税法第343条、第702条、五所川原市市税条例第54条及び五所川原市都市計画税条例第2条の規程に基づき、課税及び管理するために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 住所、4 電話番号、5 続柄、6 個人番号または法人番号、7 死亡年月日	
記録範囲	被相続人及び相続人	
記録情報の収集方法	本人からの申し出	
要配慮個人情報	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 五所川原市総務部総務課	
	(所在地) 〒037-8686 青森県五所川原市字布屋町41番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 電算処理ファイル (法第60条第2項第1号)	政令第21条第7項に該当するファイル (電算処理ファイルの内容を記載した紙ベースのファイル) <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> マニュアル処理ファイル (法第60条第2項第2号)	
備考		